

### 3. 勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間の状況（20年4月1日現在）

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	始業	終業
38時間45分	7時間45分	午前9時	午後5時30分

休息は正午～午後0時15分、休憩は午後0時15分～1時

施設など特別な勤務形態をとる職場については、始業・終業時刻が異なる場合があります。

#### (2) 年次有給休暇の状況（19年度）

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
21,382日	6,381日	559人	11.4日	29.8%

年度途中の退職者や派遣職員などを除きます。

#### (3) 主な特別休暇の種類等

種類	付与期間
健康管理	1暦年につき2日以内
父母等の祭日（法要）	1暦年につき2日以内で必要と認める期間
結婚	8日以内で必要と認める期間
配偶者の出産	6日以内で必要とする期間
妊娠障害	7日以内で必要と認める期間
出産	産前産後それぞれ8週間
育児時間	・生後1歳までは1日90分 ・1歳～1歳6か月は1日45分
妊娠中の通勤緩和	1日2回各30分
子等の看護	・1暦年につき、小学校就学前の子の場合は5日以内、小学生以上の子、配偶者及び父母が入院した場合は3日以内で必要な期間 ・小学生までの子が学校伝染性疾病にかかった場合は、1疾病につき5日以内で必要な期間
骨髄提供	必要と認める期間
永年勤続におけるリフレッシュ	1暦年につき、在職10年は3日以内、在職20年及び30年は5日以内
夏季休暇	7日以内
忌服休暇	続柄に応じ付与（例）配偶者は10日、父母・子は7日など

### 4. 分限および懲戒処分の状況（19年度）

分限処分	懲戒処分
病気休職 18件	-

## 5. サービスの状況（19年度）

職務専念義務の免除	営利企業等の従事許可
267件	2件

職務専念義務が免除されるのは、研修や福利厚生事業などに参加する場合などです。

営利企業等の従事許可とは、営利企業その他の団体の役員などの地位を兼ねる場合などに、任命権者の許可が必要となるものです。

## 6. 研修および勤務成績の評定

### (1) 研修の状況（19年度）

#### 人事課主催研修

新入職員 研修	OA研修	人権研修	交通安全 研修	普通救命 講習	その他 特別研修
15人	92人	39人	30人	17人	824人

#### 派遣研修

大阪府	マッセ大阪	全国市町村 国際文化研究所	河北研修 協議会	その他 派遣研修
0人	67人	12人	22人	95人

#### 各機関などにおける研修

教育 委員会	消防 本部	市議会	農業 委員会	選挙 管理 委員会	監査 委員	水道局	保育士
87人	23人	4人	5人	16人	17人	31人	81人

### (2) 自己啓発に関する経費助成（19年度）

通信教育講座・連続講座修了 3件（語学、手話）

資格取得 11件（1級建築士、ホームヘルパー2級、調理師、  
大型自動車免許、危険物取扱者、簿記2級  
ほか）

### (3) 勤務成績の評定の状況（19年度）

職員の資質向上を目的に、所属長が職員への指導などを行う中で、職員に対する評価を行い、人事配置や職員の処遇に反映しています。

## 7. 福祉および利益の保護の状況

### (1) 健康診断の状況（19年度）

・ 定期健康診断

- ・ V D T 作業健康診断
- ・ 有機溶剤従事者健康診断
- ・ 深夜業務従事者健康診断
- ・ 頸肩腕痛・腰痛検査 など

(2) 福利厚生状況 ( 19 年度 )

地方公務員法で義務付けられている職員の福利厚生については、市職員厚生会と府市町村職員互助会 ( 府内 42 市町村などで構成 ) で行っています。

市職員厚生会では、17 年度から事業主負担金を職員の会費と同額にするとともに、事業内容についても引き続き廃止を含めた見直しを行いました。

また、府市町村職員互助会では、引き続き事業主負担金を引き下げたほか、事業内容についても廃止を含めた見直しを行いました。

(平成 19 年度)

区 分		交野市職員厚生会	大阪府市町村職員互助会
会 費	掛金率	月額 400 円	給料月額 $\frac{10}{1000}$
	掛金額	2,678 千円	22,247 千円
負担金	負担率	年額 4,800 円	給料月額 $\frac{7}{1000}$
	負担額	2,755 千円	15,573 千円
事業概要		健康管理・増進事業、宿泊施設利用補助事業、レクリエーション事業など	福利厚生事業、貸付事業、給付事業など

(3) 公務災害補償状況 ( 19 年度 )

公務災害申請件数	通勤災害申請件数
15 件	1 件

## 8 . 公平委員会の報告事項

(1) 勤務条件に関する措置要求の状況 ( 19 年度 ) 該当なし

職員は、地方公務員法により、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができます。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況 ( 19 年度 ) 該当なし

職員は、地方公務員法により、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。